

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年12月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	70 トン	44 トン
		71 トン	70 トン	1 トン
3	クリーム	38 トン	45 トン	超過済
		24 トン	45 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	14,501 トン	38,460 トン
		33,644 トン	12,949 トン	20,695 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	1,381 トン	382 トン
		1,142 トン	1,381 トン	超過済
6	加糖れん乳	202 トン	21 トン	181 トン
		68 トン	21 トン	47 トン
7	ヨーグルト	17 トン	4 トン	13 トン
		11 トン	4 トン	7 トン
8	バターミルク	192 トン	15 トン	177 トン
		12 トン	15 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	33,667 トン	24,744 トン
		47,985 トン	28,466 トン	19,519 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	5,053 トン	8,320 トン
		8,803 トン	2,915 トン	5,888 トン
11	バター	24,439 トン	7,501 トン	16,938 トン
		16,786 トン	6,603 トン	10,183 トン
12	豆類	89,846 トン	51,093 トン	38,753 トン
		45,433 トン	20,831 トン	24,602 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	3,740,913 トン	1,990,791 トン
		5,117,077 トン	3,446,974 トン	1,670,103 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	891,875 トン	437,433 トン
		222,196 トン	112,495 トン	109,701 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	447,596 トン	282,663 トン
		704,615 トン	447,596 トン	257,019 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	2,313 トン	630 トン
		2,351 トン	2,313 トン	38 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	7,701 トン	4,759 トン
		6,177 トン	7,617 トン	超過済
17	マニオカでん粉	163,795 トン	99,592 トン	64,203 トン
		162,600 トン	99,592 トン	63,008 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	9,764 トン	11,522 トン
		21,286 トン	9,764 トン	11,522 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	1,023 トン	671 トン
		1,220 トン	1,023 トン	197 トン
20	イヌリン	2,130 トン	1,707 トン	423 トン
		55 トン	30 トン	25 トン
21	落花生	36,714 トン	18,916 トン	17,798 トン
		23,109 トン	9,373 トン	13,736 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	41 トン	190 トン
		223 トン	41 トン	182 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	4,001 トン	6,416 トン
		4,348 トン	1,579 トン	2,769 トン
24	でん粉調製品	241 トン	147 トン	94 トン
		238 トン	147 トン	91 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	1,742 トン	3,958 トン
		2,070 トン	814 トン	1,256 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	8,220 トン	11,758 トン
		1,810 トン	951 トン	859 トン
28	繭	6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
		6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
29	生糸	309 トン	147 トン	162 トン
		308 トン	147 トン	161 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。